

就学援助費〈新入学児童生徒学用品費〉を入学前に支給します

1. 就学援助制度とは

経済的な理由により、お子さんに義務教育を受けさせることが困難なご家庭に、学用品・給食費など学校にかかる経費の一部を援助する制度です。

蕪崎市では、平成30年4月に小・中学校へ入学するお子さまの保護者で、就学援助の支給要件に該当すると認定された方に対し、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。

2. 新入学児童生徒学用品費を受給できる方（次の(1)から(3)のすべてに該当する方）

(1) 生活保護に準じた程度に困窮している世帯で、次のいずれかに該当する方。

※平成29年度の状況により審査します。

- ①生活保護が停止または廃止された方
- ②市町村民税が非課税の方
- ③市町村民税・個人事業税・固定資産税の減免措置を受けている方
- ④国民年金保険料の減免措置を受けている方
- ⑤国民健康保険料の減免措置を受けているまたは徴収猶予されている方
- ⑥児童扶養手当を受給されている方（児童手当とは異なります）
- ⑦生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方

(2) お子さんが平成30年4月に小・中学校へ入学予定の方

(3) 蕪崎市に住所を有している方（平成30年3月末日以前に蕪崎市外へ転出される方を除く）

※平成30年3月末日以前に蕪崎市外へ転出する可能性がある場合は、入学前の申請をご遠慮ください。

3. 援助の内容

(1) 支給額：40,600円（小学校入学予定者） 47,400円（中学校入学予定者）

(2) 支給時期：3月上旬に指定口座に振込みます。

4. 申請方法

■提出書類

(1) 平成30年度 就学援助費申請書（兼世帯票）新入学児童生徒学用品費用
（12月末に送付した就学通知に同封してあります。）

(2) 添付書類

- ・平成29年度所得課税証明書写し：世帯全員分（平成29年1月1日以降に蕪崎市に転入された方）
- ・2（1）の①、③～⑦を証明する書類の写し

■提出先

- ・小学校1年入学予定者 ⇒ 教育課 学校教育担当（市役所2階）へ持参または郵送
- ・中学校1年入学予定者 ⇒ 在籍中の小学校へ提出

■提出期間

1月4日（木）から1月31日（水）必着

※期日を過ぎた場合は、入学後に学校へお申し出いただき、就学援助費申請書を学校へ提出してください。

この場合は、平成30年度の課税状況等により審査し、他の支給項目と合わせて10月に支給します。

5. 課税状況審査

就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の認定を受けたお子さんについては、入学後にあらためて就学援助費の申請手続きを行う必要はありません。

ただし、平成30年度の課税状況等により、就学援助費の支給要件に該当しなくなった場合は、4月以降の就学援助費（新入学児童生徒学用品費以外）の支給はされません。

問い合わせ 教育課 学校教育担当（内線 264）